



# パブリックコメントによる意見の概要について

令和6年2月7日(水)

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

HOKKAIDO DEPARTMENT OF HEALTH AND WELFARE.

## 1 パブリックコメント実施

### (1) 意見募集期間

令和5年(2023年)12月5日(火)～令和6年(2024年)1月5日(金)

### (2) 周知方法

○次の場所等での資料の閲覧及び配付

- ・北海道ホームページ
- ・北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
- ・北海道行政情報センター
- ・各総合振興局及び各振興局行政情報コーナー
- ・                   "                   保健環境部社会福祉課
- ・                   "                   企画総務課、地域保健室企画総務課

○関係団体に対し、意見募集の通知

## 2 地域説明会での意見募集

全道6箇所住民等を対象とした地域説明会を開催し、計画(素案)の説明及び意見募集を実施

### (1) 開催場所

帯広市(12/18)、函館市(12/20)、札幌市(12/25)、釧路市(12/27)、旭川市(1/11)、北見市(1/17)

### (2) 参加者数

延べ 446 人

## 3 意見の提出

(1) 提出者数：計 4 (個人3、団体1)

(2) 意見件数：計 29 (個人27、団体2)

#### 4 意見の反映状況

| 区分 | 内容                             | 意見の数 |
|----|--------------------------------|------|
| A  | 意見を受けて素案を修正したもの                | 2件   |
| B  | 素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの            | 14件  |
| C  | 素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの | 1件   |
| D  | 案に取り入れなかったもの                   | 9件   |
| E  | 素案の内容についての質問等                  | 3件   |
| 合計 |                                | 29件  |

#### 5 主な意見内容

##### (1) 「A」と分類したもの

| 意見の概要   | 計画関連ページ | 意見に対する道の考え方  |
|---|---------|--|
| 要介護（要支援）ごとの認定状況や介護保険給付費について記載されていますが、実際の要介護（要支援）度ごとのサービスの利用状況を記載していただきたい。 | P.22    | ご意見いただいたとおり、第3章第1節3に要介護（要支援）度ごとのサービス利用状況を追記しました。     |
| 「地域包括ケアシステム」についての説明を記載していただきたい。   | P.226   | ご意見いただいたとおり「地域包括ケアシステム」につきまして、巻末に説明用のページを設けることとしました。 |

## (2) 「B」と分類したもの（一部抜粋）

| 意見の概要  | 計画関連ページ              | 意見に対する道の考え方   |
|--|----------------------|---|
| <p>介護保険制度創設から20年以上が経過し、必要な介護が提供されている一方、「介護難民」など制度が危機的な状態になっている。北海道としては、現在の制度の到達点についてどのように評価されているか。</p> | <p>P.1</p>           | <p>介護保険制度は、これまで社会経済情勢の変化に合わせ、適宜、見直しが行われてきました。<br/>                     高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれます。<br/>                     こうした中、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進させていくため、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえるなどして、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保を進めていくことが重要であると認識しています。</p> |
| <p>単身高齢者が増え、本道でも孤立死・孤独死もよく聞かれるため対策が必要である。</p>  | <p>P.12<br/>P.74</p> | <p>各保険者の地域生活課題の解決に向けては、本計画の上位計画である地域福祉支援計画において、専門職によるアウトリーチ支援や民生委員・児童委員による見守り等を行い、必要な時に支援が届けられる環境や基盤を整えることとしており、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援してまいります。</p>   |
| <p>寒冷積雪、広域の北海道では、高齢者が通える地域に必要な医療が受けられる医療提供体制が必要である。</p>  | <p>P.57</p>          | <p>地域における医療と介護の連携を充実させ、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができる地域包括ケアシステムを構築するため、本計画は、北海道地域医療構想を踏まえた、病床の機能分化・連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築や在宅医療の充実など、「北海道医療計画」と整合性を確保して作成しています。</p>  |

## (2) 「B」と分類したもの（一部抜粋）

| 意見の概要   | 計画関連ページ        | 意見に対する道の考え方  |
|---|----------------|--|
| <p>歯科と介護の連携促進が進められており、歯科と介護、医科と介護の連携は今後進展すると思いますが、医科と歯科との橋渡しをケアマネ等が担っていくという仕組みでは不十分だと考えます。地域包括ケアシステムの構築に向けては、医科と歯科の連携がより密接になる必要がある。</p> | <p>P.59</p>    | <p>国の医療提供体制の確保に関する基本方針において、病院と歯科診療所等の連携推進について示されたとおり、道でも医科歯科連携の推進は重要であるとの考えのもと、次期北海道歯科保健医療推進計画（素案）における主な施策として入院患者や在宅療養者等に対する医科歯科連携の推進を位置づけています。</p>                                |
| <p>介護人材の養成・確保では、低賃金、重労働の解消が必要です。国に求めるとともに、当面、道としても財政措置をしてください。</p>  | <p>P.66</p>    | <p>高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進させていくためには、各保険者の地域に応じた介護人材対策が重要であり、本計画を通じ、各保険者がデザインする、地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援してまいります。</p>                              |
| <p>高齢者をはじめ多くの人が低所得で生活に困窮しており、有料の介護保険制度を十分利用できない方が少なくない。本計画にも、これらを改善する方策も盛り込んでいただきたい。</p>  | <p>P.83</p>    | <p>介護サービス利用料の自己負担額に関しては、低所得者の負担額の軽減等を実施した社会福祉法人等への助成を行った市町村に対し補助を行うなど、低所得者の負担軽減に努めているほか、高齢者に限らず、生活困窮者への支援については、本計画の上位計画である地域福祉支援計画において、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備していくこととしています。</p> |
| <p>過密化、過疎化と関連付けて計画を策定していただきたい。</p>  | <p>関連ページなし</p> | <p>本計画は、過疎化や過密化といった地域の状況を踏まえて市町村が推計した将来人口に基づいて必要となる介護サービスの必要量を算定しているところです。</p>   |

## (3) 「C」と分類したもの

| 意見の概要   | 計画関連ページ        | 意見に対する道の考え方   |
|---|----------------|---|
| <p>高齢者の増加により、救急隊の出動件数も今後増加していくことが見込まれ、医療機関に救急搬送された際の高齢者の情報の薄さが課題となっている。本人意向などの一定程度の情報が救急医へ救急隊を通じて伝達される必要があると考え、医療介護連携の議論の中に、救急医や救急隊の意見も加えた地域包括ケアの視点が必要。</p> | <p>関連ページなし</p> | <p>居宅・介護施設の高齢者の病状急変時に救急搬送も含め、適切に対応できるよう、地域において在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境の整備を図ります。</p> |

## (3) 「D」と分類したもの（一部抜粋）

| 意見の概要  | 計画関連ページ     | 意見に対する道の考え方   |
|--|-------------|---|
| <p>高齢者の住まいの状況について、どうい住宅で生活しているか、分析をお願いします。</p>   | <p>P.17</p> | <p>高齢者の住まいの状況につきましては、「北海道高齢者居住安定確保計画」に掲載されているところです。</p>   |
| <p>基本テーマの「道民みんなで支え合う、明るく活力に満ちた高齢社会づくり」については、道民は本人・ご家族・地域住民の多くが助け合っていると思います。さらに自助や互助が強調されています。求められるのは公的責任だと思ひます。</p>    | <p>P.27</p> | <p>高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進させていくためには、自助・互助・共助・公助が重要であり、地域の社会資源などを考慮して各保険者がデザインする、地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援してまいります。</p> |
| <p>「介護人材の養成・確保」は喫緊の課題です。計画の基本目標の上位に位置付けた方がいいと思ひます。</p>   | <p>P.29</p> | <p>基本目標に記載している8項目については、記載している順序が優先順位ということではなく、いずれも重要な課題であると認識しています。</p>   |
| <p>高齢者の多くが個人の住宅や賃貸住宅で生活していると思ひます。能登半島地震でも多くの高齢者が被害を受けました。住宅の防災・減災対策も必要だと思ひます。<br/>避難所も依然劣悪です。福祉避難所の設置・拡充も必要だと思ひます。</p> | <p>P.77</p> | <p>住宅等の耐震化については、道及び各市町村が定める耐震改修促進計画に基づいて耐震改修に対する支援などが行われているほか、福祉避難所の指定等については、各市町村の地域防災計画などに基づいて、適宜必要な数の確保に向けて取り組みが行われているところです。</p>                      |
| <p>保険財政への支援と低所得者負担軽減の項では、介護サービス利用者負担軽減事業費補助金を紹介していますが、対象の事業所が多くなく、道民の制度を知らない方も多しと思ひます。市町村への勧奨と道民への周知をお願いいたします。</p>     | <p>P.84</p> | <p>介護サービス利用者負担軽減事業費補助金について、毎年市町村に対して制度内容の周知を行っており、当該補助金を活用している市町村数は増加しているところです。<br/>道としましては、市町村が実施する介護サービス利用者負担軽減の取組に対し、引き続き必要な支援を行ってまいります。</p>         |

## (3) 「E」と分類したもの（一部抜粋）

| 意見の概要  | 計画関連<br>ページ | 意見に対する道の考え方   |
|--|-------------|---|
| <p>家族介護者の支援の具体的な負担軽減策とはどんなことでしょうか。</p>                 | <p>P.44</p> | <p>孤立・潜在化しがちなケアラーを早期に発見・把握し、適切かつ効果的な支援やサービスにつなげるため、関係機関の職員等に対し、適切な相談対応と効果的な支援方法を習得するための研修会を開催することや、支援を必要とするケアラーがサービス等の情報を入手しやすくするために、サービス事業所の一覧等をホームページへ掲載することに加え、パンフレットを窓口において配布するなど、活用可能な資源の周知について、市町村や関係機関に対し働きかけてまいります。</p> |
| <p>計画のいう「介護現場の生産性の向上」について説明してください。</p>                 | <p>P.72</p> | <p>介護現場における生産性向上は、要介護者の増加やニーズが多様化していく中で一人でも多くの利用者に質の高いケアを届けるため、人材育成や、チームケアの質の向上、情報共有の効率化に取り組み、改善で生まれた時間を有効活用して、利用者に向き合う時間を増やすことで、介護の価値を高めていくものです。</p>   |
| <p>業務の「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくすとありますが、いったい何のことを言っているのでしょうか。</p> | <p>P.72</p> | <p>介護現場においては、①ムリ：設備や人材の心身への過度の負担、②ムダ：省力化できる業務、③ムラ：人・仕事量の負荷のばらつき、としており、日常業務におけるムリ・ムダ・ムラをみつけ、解消し、業務負担を軽減していくことで、働きやすい環境づくりにつなげようとするものです。</p>  |